

土木工事共通仕様書 関係基準

施工計画書作成要領

2019年7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第1節 一 般	1
第2節 施工計画書作成上の注意	1
第3節 施工計画書の記載内容	1
3.1 施工計画書の構成	1
3.2 施工計画書の記載内容	2
3.2.1 工事概要	2
3.2.2 工事準備	2
3.2.3 工事实施工程表	3
3.2.4 安全管理計画	3
3.2.5 工事施工計画	5
3.2.6 工事管理計画	6
3.2.7 技術提案・所見、品質確保体制	8
3.2.8 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	8
3.2.9 情報漏洩等の防止	8
3.2.10 その他	8

第1節 一 般

この要領は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）が発注する工事の受注者が、施工計画書を作成する場合の指針を示すものである。

第2節 施工計画書作成上の注意

施工計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施工計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 用語は土木学会編「学術用語集」によるものとする。
- (4) 施工計画書は、工事の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。

なお、全ての工種について施工計画が策定できない場合には、工事の進捗にあわせて施工段階（工種）ごとに分割して作成することができる。ただし、この場合においても、当該工種の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。

- (5) 施工計画書には、契約書類の規定に基づき、事前に当社又は監督員の指示又は承諾を得たもののうち、工事の施工に直接必要な事項については、承諾書等の写しを添付しなければならない。
- (6) 技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見）及び、品質確保体制確認書の記載内容について具体的な実施方法・時期・内容・確認方法等を監督員に承諾を受けた上で、施工計画書に反映・記載しなければならない。
- (7) 作成部数は1部とするが、監督員の指示があるときは、これによる。
- (8) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。

第3節 施工計画書の記載内容

3.1 施工計画書の構成

受注者は、施工計画書に次の事項について記載する。

- (1) 工事概要
- (2) 工事準備
- (3) 工事実施工程表

- (4) 安全管理計画
- (5) 工事施工計画（施工方法）
- (6) 工事管理計画（管理方法）
- (7) 技術提案・所見、品質確保体制
- (8) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (9) その他

3.2 施工計画書の記載内容

3.2.1 工事概要

工事概要は一般的工事内容を記載する。

- 1) 工事名
- 2) 工事場所
- 3) 工事延長
- 4) 工期
- 5) 工区平面図
- 6) 工事数量（金抜設計書を参考にする）
- 7) 構造一般図
- 8) 毎月の稼働日数

	年	月	月	月	月	月	月	月
実日数								
稼働日数								

- 9) 工事数量表（当初契約における工事数量）

橋脚番号	杭		コンクリート m ³	鉄筋 t	PC鋼材 t	型枠	掘削	埋戻し	残土 処分
	径	本数							
P-									
P-									
P-									
P-									
P--									

3.2.2 工事準備

工事準備については、次の項目について記載する。

- (1) 人員構成

- ① 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び指揮命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

- ② 労務者の工種別出面予定表

(2) 施工区分

下請負者の住所、指名、資格、下請負に付す工事内容、工事期間、責任者（施工体系図でも可）

(3) 使用機械器具

名称、型式、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法

使用機械のうち、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制等）については、指定されている性能等を有する機械であることをわかるように記載すること。

なお、設計図書で指定されている機械を配置できない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、該当する機械を記載すること。

(4) 使用材料

材種、規格、製造会社名、商品名、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法、材料確認時期などを記載する。

使用材料のうち、設計図書や共通仕様書で性能や性質が定められているものについては、その性能・性質等を満たす材料であることがわかる資料（パンフレット等（可能であれば試験成績等の証明書類））を添付する。なお、施工計画書作成時点で品質証明資料が添付できない場合は、品質証明方法と、その時期を記載する。

また、工事实施工程表と資材搬入時期が整合していることに注意する。

(5) 仮設備計画

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料・機械等の仮置き場、電力設備や給水設備、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板、保安施設等）、宿舍、事務所、作業場等の計画について記載する。

3.2.3 工事实施工程表（別冊としても可）

現場条件（周辺環境等）や施工上の検討事項をふまえた上での詳細な実施工程表が望ましい。

3.2.4 安全管理計画

工事全体における共通的な安全管理計画・方針について記載する。

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載する。

記載に当たっては関係法令、指針を参考にし、次の項目について記載する。

(1) 工事安全管理対策

- ① 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ② 危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて
- ③ その他必要事項

(2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策、工事現場における架空線等上空施設について事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

(3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記載する。

(4) 緊急時の連絡体制及び処理方法

緊急時（大雨、強風等の異常気象又は地震、工事中事故等）が発生した場合に対する組織体制及び連絡体制と、処理方法を記載する。

(5) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載する。

(6) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- ① 騒音、振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ、ほこりの処理
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の対応
- ⑥ その他

(7) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- ① 仮設備関係
- ② 営繕関係
- ③ 安全関係

- ④ 地域とのコミュニケーション
- ⑤ イメージアップ対策の内容と期間
- ⑥ その他

3.2.5 工事施工計画（施工方法）

工事施工計画（施工方法）は次の工種・工法などについて記載する。

- ① 主要な工種
- ② 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）
- ③ 設計図書で指定された工法
- ④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法
- ⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目
- ⑥ 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- ⑦ 共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項
- ⑧ 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

上記項目については、次のような内容を記載する。

(1) 「主要な工種」毎の作業フロー

主要な工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記載する。

(2) 施工上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記載する。

また、上記を踏まえた作業手順（労働安全衛生規則 35 条による）、施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）、関係機関との調整事項、記載する工種において特に留意する安全管理項目等について記載する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記載する。

(3) 該当工種における使用予定機械

(4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排

水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記載する。

工事施工計画の記載について、次の留意点にも着目する。

- a) 指定仮設については、安全を確認する方法として、応力計算等について記載する。
- b) 作業フローの記載及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記載する。
- c) 共通仕様書、特記仕様書において、「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記載する。

また、次の間接的設備について記載する。

- ・ 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- ・ 材料、機械等の仮置場
- ・ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備
- ・ 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
- ・ 仮排水
- ・ 工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

3.2.6 工事管理計画（管理方法）

工事管理は、設計図書及び土木工事共通仕様書等に基づき、工程、品質、出来形、写真管理の方法について具体的に記載する。

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用し管理するかを記載する。また、工程に狂いが生じた時の処置についても記載する。

(2) 品質確認体制

工事全般にわたる品質確認の体制、項目、方法等の品質確認計画について記載する。

工事における品質・出来形管理～品質確認責任者による品質確認～監督員の行う検査の流れがわかるようにフローや体制図により記載する。

(3) 品質管理

品質管理は、試験又は測定項目、試験方法、品質管理基準及び規格値、品質管理手法、記録方法等の品質管理計画を記載する。ただし、管理基準等が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない品質管理基準については、

関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し記載する。

なお、記載に当たっては、以下の項目にも留意する。

(留意点)

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 管理方法や処理は妥当か。
- ④ 適切な試験方法か。

(4) 出来形管理

出来形管理は、測定項目、測定方法、出来形管理精度、出来形管理基準及び基準値、測定記録方法、測定時期等の出来形管理計画を記載する。

出来形管理の精度は、第1編第4章「出来形管理」表4.2.1～4.2.13に示すところを標準とする。ただし、管理の精度が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない出来形精度については、関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し、記載する。

なお、記載に当たっては、次の項目にも留意する。

(留意点)

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。

(5) 写真管理

写真管理は、関係基準「工事写真撮影要領」を参照し、次の留意点についても着目して記載する。

(留意点)

- ・ 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員と協議により追加・削減するものとする。
- ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。
- ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と協議して取扱を定めるものとする。
- ・ 施工中の写真については、撮影頻度が「工種、種別ごとに設計

図書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっていることから、設計図書を確認し、撮影が必要な写真を充分把握すること。特に、最近は、デジタルカメラの普及により膨大な写真を撮影することが多く、後の整理に時間を要する場合が多いので、最初に必要な写真を把握し撮影することが重要である。

3.2.7 技術提案・所見、品質確保体制

技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案書(付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見)及び品質確保体制確認書の記載内容について、履行状況を確認するための具体的方法(履行項目、管理記録方法、履行時期、頻度等)を記載するものとする。なお、履行状況確認の具体的方法は、監督員と確認した技術提案書及び品質確保体制確認書履行確認願の内容を反映したものでなければならないので注意すること。

3.2.8 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載する。

- (1) 再生資源利用計画書
- (2) 再生資源利用促進計画書
- (3) 指定副産物搬出計画(搬出経路、マニフェスト管理等)

3.2.9 情報漏洩等の防止

個人情報等の取扱いに係る責任者及び個人情報等の管理体制を記載する。

3.2.10 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- (1) 官公庁への手続き(警察、市町村)
- (2) 地元への周知、説明
- (3) 休日